

新しい公共支援事業について

内閣府 政策統括官(経済社会システム担当)

新しい公共支援事業の趣旨

(新しい公共とは)

「新しい公共」とは、従来は官が独占してきた領域を「公(おおやけ)」に開き、市民、企業、NPO等がともに支えあう仕組み、体制が構築されたもの。

「新しい公共」がめざす社会においては、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、企業、NPO等によりムダのない形で提供される。また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする。

(新しい公共支援事業の目的)

新しい公共支援事業は、上記社会を実現するために、行政が独占してきた「公(おおやけ)」を市民、企業、NPO等を開く取組みを試行する。「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図るもの。

(目的を達成するための道筋)

新しい公共支援事業の実施により、NPO等にとっては、寄附や融資を受けやすい環境が構造的に整備され、ボランティアネットワークや情報提供などの人的または技術的な活動基盤の整備が進むことにより、NPO等の活動が自立・定着していく。

また、モデル事業により、サービスやコストなどの改善効果や、他事業への波及効果が高い新しい取り組みを評価し、普及することで、「新しい公共」が目指す社会に向けて、更なる進展につなげることができる。

「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備

国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進める。

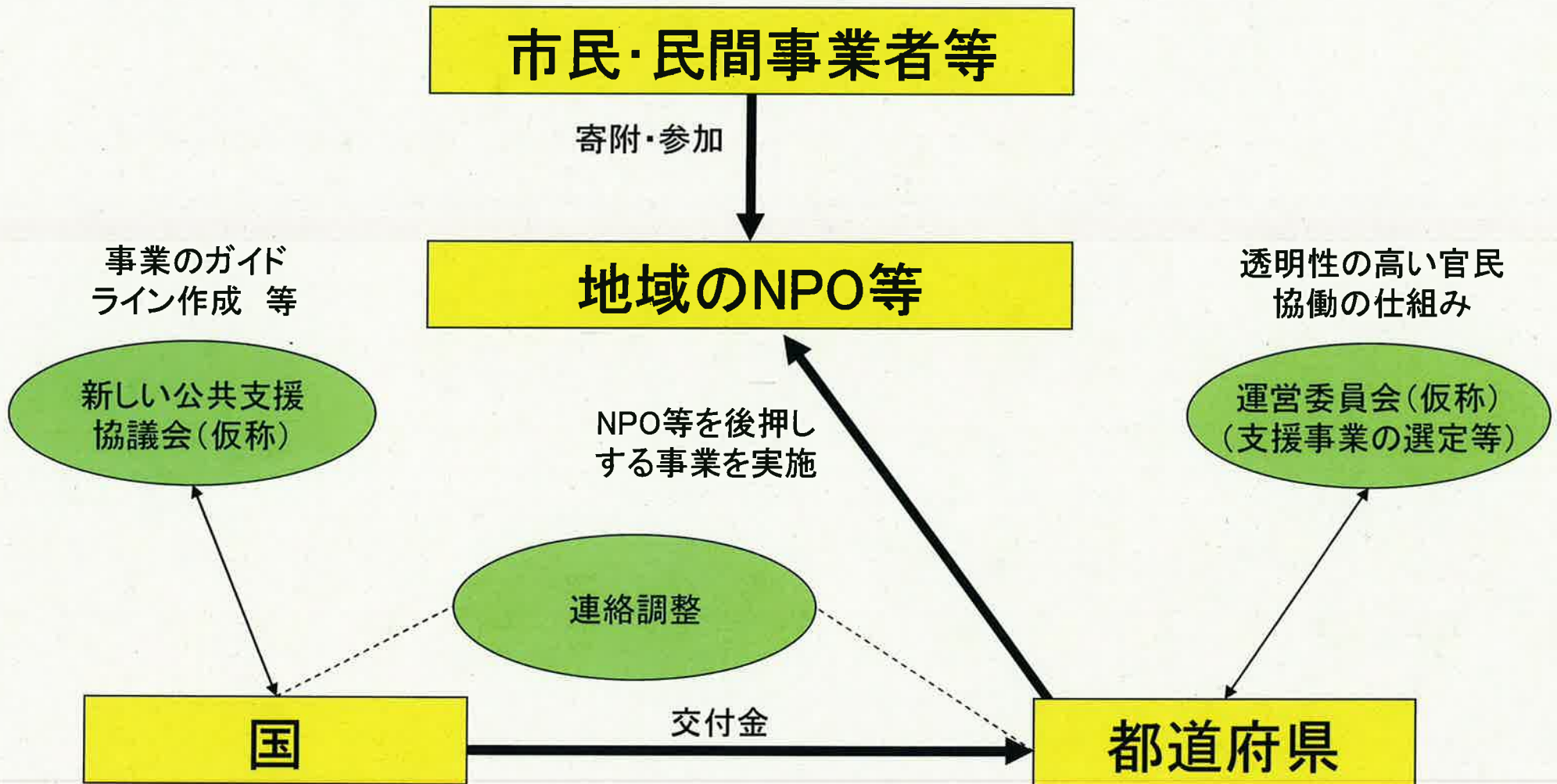
事業のイメージ(2年間で実施)

- (1) 「新しい公共」の活動の阻害要因となっている問題の根本的解決に向けた取組
 - ① 行政機関から業務委託を受ける際のNPO等の「つなぎ融資」の負担の解決に向けた取組
 - ② 地域金融からの融資利用の円滑化に向けた取組
 - ③ NPO等の活動基盤に対する支援の取組(財務諸表の作成や、協働相手とのネットワーク作りの推進に向けた取組み、事業内容のPR手法の指導 等)
 - ④ 寄附募集の環境整備(ノウハウの共有 等)
- (2) これまで行政が独占してきた公的事業の担い手をNPO等を開いていく取組み等、「新しい公共」の趣旨に沿ったモデル事業の推進と評価

目指す効果

- ◆「新しい公共」の活動の阻害要因の根本的解決
- ◆政府に依存しないNPO等の自立的な活動による公的サービスの無駄のない供給
- ◆地域における雇用や参加の場の拡大

新しい公共支援事業の基本スキーム



事業イメージ

都道府県に対する事業費の交付（制度が定着するまでの間の暫定的な対応（2年間））

(1) 「新しい公共」の活動の阻害要因となっている問題の根本的解決に向けた取組

① 行政機関から業務委託を受ける際のNPO等の「つなぎ融資」の負担の解決に向けた取組

- ・行政が行っていた業務を「新しい公共」の担い手に委託する場合、現状では一部精算払いとなっている。この場合、つなぎ融資が必要となり、NPO等に金利負担が生じる問題がある。このため、概算払いへの移行を促すとともに、暫定的な措置として、一定の場合に利子補給を行う。

② 地域金融からの融資利用の円滑化に向けた取組

- ・公益性の高い事業を実施する「新しい公共」の担い手が、事業に必要な融資を受けやすくするための取組を実施。

③ NPO等の活動基盤に対する支援の取組

- ・事業や活動の情報公開(HP、リーフレット)、協働相手とのネットワーク作り、財務諸表の作成等、「新しい公共」の担い手が事業の健全性や透明性を確保する取組への支援を都道府県等が実施(説明会の開催等)。

④ 寄附募集の環境整備(ノウハウの共有等)

- ・公益性の高い事業を実施する「新しい公共」の担い手に対して、市民・企業等からの寄附募集を支援するため、広告、イベント、説明会等を都道府県等が実施。

(2) これまで行政が独占してきた公的事業の担い手をNPO等を開いていく取組等、「新しい公共」の趣旨に沿ったモデル事業の推進と評価

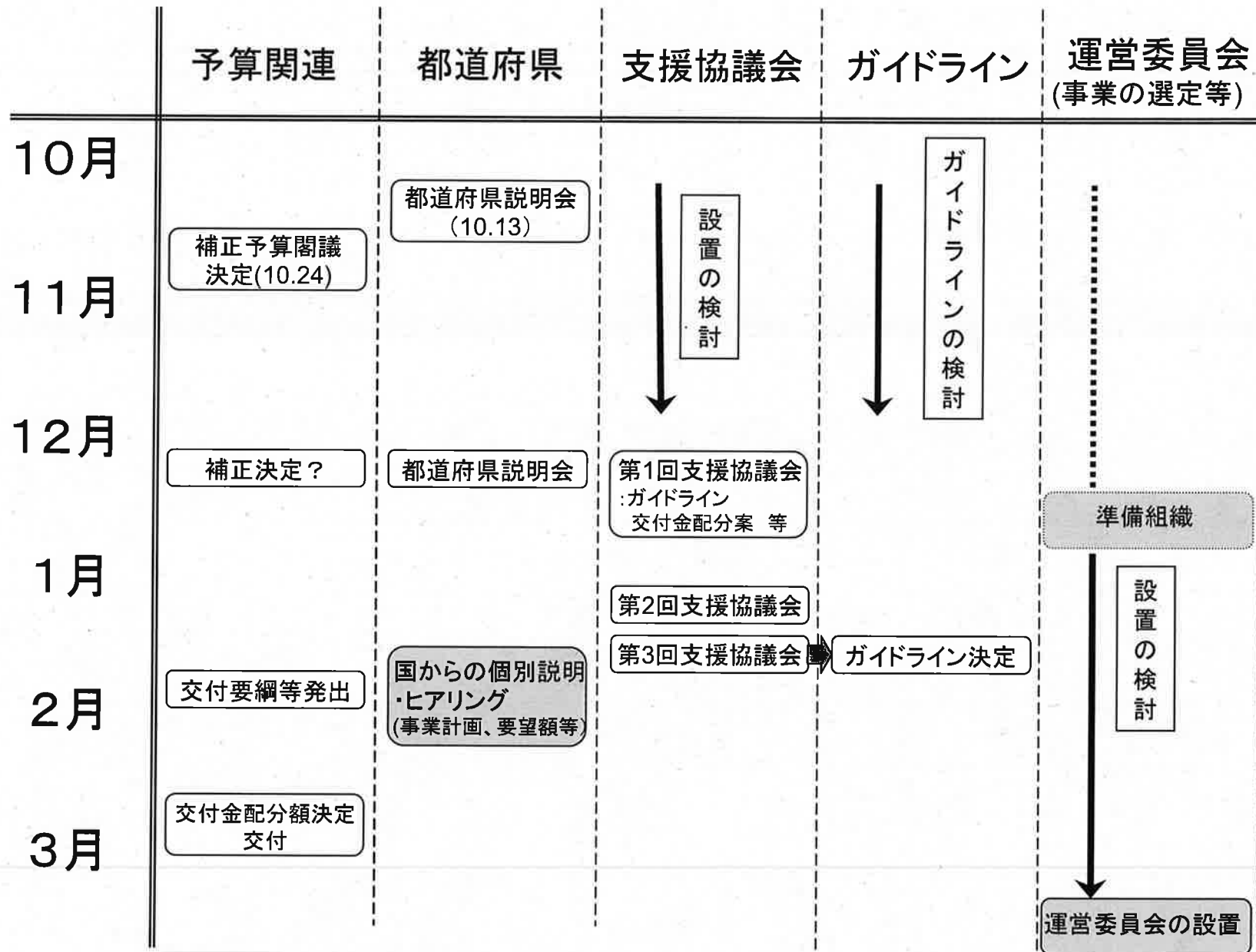
- ・地域の諸課題の解決に向けて、行政とNPO等が連携して新しい試みを実践する場合に対して支援。

その他、地域の多様な関係者による支援事業の選定(運営委員会)やPDCA等の実施

上記全体について、透明なプロセスで事業を実施(監査等を含む。)

(※上記は、現在検討中の構想であり、今後、新しい公共支援協議会等の議論により、変更があり得る。)

新しい公共支援事業の年度内スケジュール(想定案)



は、都道府県に実施して頂く事項。

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策 (平成22年10月8日 閣議決定)

Ⅱ. ステップ2の具体策

(3) 雇用創造・人材育成

○「新しい公共」の自立的な発展の促進のための環境整備【内閣府】

国民の積極的な「公」への参加による、公的サービスの無駄のない供給に向け、NPO等が自ら資金調達し、自立的に活動することが可能となるよう、環境整備を進める。